

# 島しょ地域における太陽光発電設備等助成事業について

---

- 公益財団法人 東京都環境公社
- 東京都地球温暖化防止活動推進センター  
(愛称：クール・ネット東京)





# 目次

1. 事業概要
2. 助成対象者
3. 助成対象要件
4. 助成金申請から交付までの流れ
5. 手続き代行について

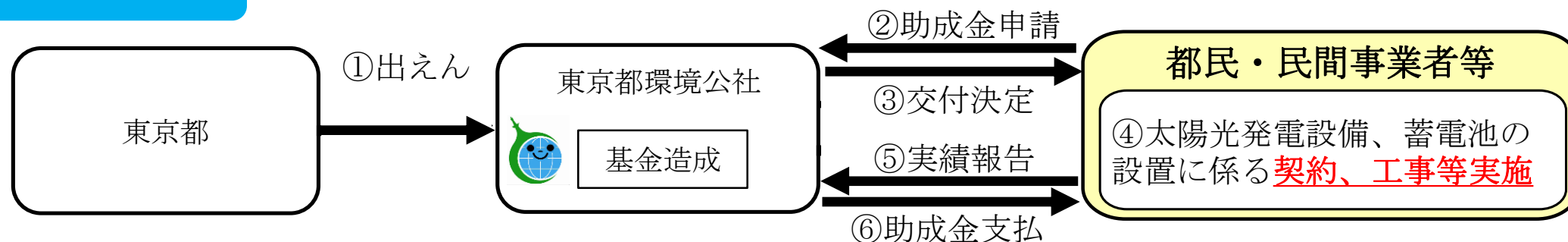


# 1. 事業概要

## 事業の目的

- 東京都が都有施設の再エネ電力100%化に向け、島しょ地域の町村公共施設、事業所、住宅等への太陽光発電設備及び蓄電池の設置を促進していくこと等を目的とするものです。

## 事業スキーム



# 1. 事業概要

## 事業実施期間

令和8年度まで（交付は令和9年度まで）

※毎年度申請受付期間を設け、予算の範囲内で行います。

## 申請受付期間

**令和6年度：令和7年3月31日17時まで**

※予算超過の際は超過日をもって申請受付を終了します。

## 予算額

累計：7億5,152万円

## 2. 助成対象者

### 助成対象者

太陽光発電設備及び蓄電池の所有者

- 法人
- 個人（個人事業主含む）
- 集合住宅の管理組合等
- 島しょ地域の町村



※国及び都内島しょ地域の町村を除く地方公共団体は、助成金交付の対象外です。

※助成対象者の本社等所在地については、都内であることを限定いたしません。ただし、助成対象設備を導入する施設及び電気消費施設は、「都内島しょ地域」である必要があります。

# 3. 助成対象要件

## 助成対象事業

島しょ地域に位置する町村公共施設、事業所、住宅等に助成対象設備を設置し、当該設備から得られた電気を当該施設、住宅等で消費する事業。

① 太陽光発電設備と蓄電池を併せて設置する事業

② 蓄電池を設置する事業

<②蓄電池を設置する事業の場合>

- ・ 太陽光発電設備が既に設置されている施設又は住宅等に限ります。
- ・ 当該発電設備から得られた電気の全部又は一部を蓄電するものとします。
- ・ 交付申請時に、既設太陽光発電設備の出力を確認できる書類を提出してください。
- ・ 既設太陽光発電設備が FIT、FIP等の認定を受けている場合、実績報告時までに認定期間が終了又は解除されていることが条件になります。実績報告時に、証明できる資料を提出してください。

# 3. 助成対象要件

## 助成対象事業

太陽光発電設備を設置する場合

- 発電電力 < 消費電力 であること。
- 発電で得られるすべての環境価値を、都に無償で譲渡すること。

都、公社又は都の助成金の交付を受け助成金交付事業を行う者から、本事業と同一の事業目的及び対象の助成金等を受給しない事業であること。

島しょ地域という自然条件を踏まえ、構造上安全な状態を確保するとともに、塩害を考慮した必要な対策を施すこと。

# 3. 助成対象要件

## 助成対象設備

- 太陽光発電設備（パワーコンディショナー含む）
  - ※モジュールがJET等の認証済であること
- 蓄電池
  - ※SIIによる登録済製品等であること

## <要件>

FIT・FIP制度の認定を受けない自家消費を主たる目的としていること。

※FIT・FIPによらなければ余剰分を売電することは可能

未使用品（新品）であること（リユースバッテリーを除く）。



# 3. 助成対象要件

## 助成対象設備

### < 太陽光発電設備の定格総出力について >

太陽光発電設備の定格総出力は、太陽光発電設備を構成する太陽電池モジュールの公称最大出力の合計値又はパワーコンディショナーの定格出力の合計値のうち、いずれか小さい値とします。

※定格総出力の単位をkWとし、**小数点以下第3位を切り捨て**します（1kW未満の場合、公社にご相談ください。）。

※複数系統に分かれる場合、**系統毎に定格総出力を計算し、各系統の出力の合計値を算出**します。

# 3. 助成対象要件

## 助成対象設備

### <蓄電池について>

- 定置用
- 電力系統からの電気より太陽光発電設備からの電気を優先的に蓄電するもの。
- リユース品により構成され、製品として販売されている蓄電池も対象。

※ 定格容量の単位をkWhとし、**小数点第3位以下を切り捨てる。**

# 3. 助成対象要件

## 助成対象経費

設計費（助成対象事業の実施に必要な機械装置等の設計費）

例：基本設計費、実施設計費、システム設計費等

機器費（助成対象設備の購入に必要な経費、塩害対応等島しょ地域に必要な費用含む）

例：購入費、製造費及び改造費等

工事費（助成対象設備の設置に必要な経費、塩害対応等島しょ地域に必要な費用含む）

例：設置・組立工事費、輸送費、付帯設備（架台、計測装置等）等

# 3. 助成対象要件

## 助成対象外となる経費

### < 助成対象外となる経費の例 >

- ・ 土地造成、整地、地盤改良工事に準じる基礎工事
- ・ 既設構築物等の撤去・移設・処分に係る経費
- ・ 産廃処分費
- ・ 植栽、防草シート及び外構工事
- ・ 土地の取得及び賃借料（リース代）
- ・ 建屋に係る費用
- ・ メンテナンス、保守点検等に係る費用
- ・ 助成対象外の設備と共用で使用する附帯設備（保護装置、逆潮流防止装置は除く。）

等

※ 見積書等には可能な限り助成対象外経費を含めないでください。助成対象外経費を含める場合、助成対象外経費を判別できるように項目を分けてください。

記載不可の例：モジュール工事費（撤去費含む）、蓄電池（メンテナンスパック10年含む）

# 3. 助成対象要件

## 助成金額

都の予算の範囲内において、①、②いずれか小さい額

①助成対象経費の **3 / 4** の金額。

②太陽光発電設備：発電総出力(kW) × **30万円**

蓄電池：蓄電容量(kWh) × **30万円**

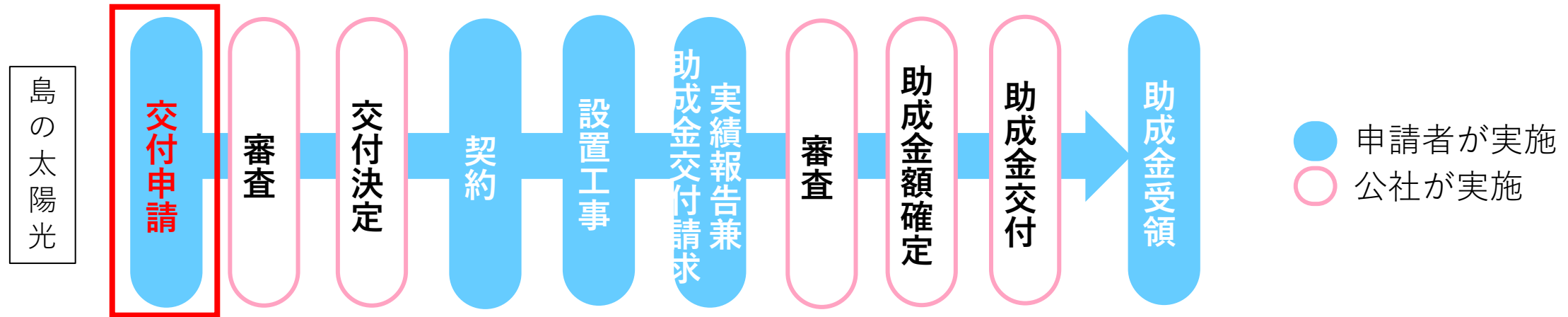
- ※ 国等の他の補助金がある場合、助成対象経費から当該助補助金等を控除します。
- ※ 上記金額は消費税その他助成対象外経費を除いた金額です。
- ※ 助成金額の **千円未満の端数は切り捨て**とします。
- ※ 島しょ地域の町村は①の金額とします。

上限額：**1億円**

# 4. 助成金申請から交付までの流れ

手引き参照ページ  
P3、P17、P18

## 申請フロー



### 【助成金交付申請】

本助成事業は、**事前申請**とします。

書類の審査は、提出された「助成金交付申請書」（第1号様式）及び関連資料等をもとに行います。

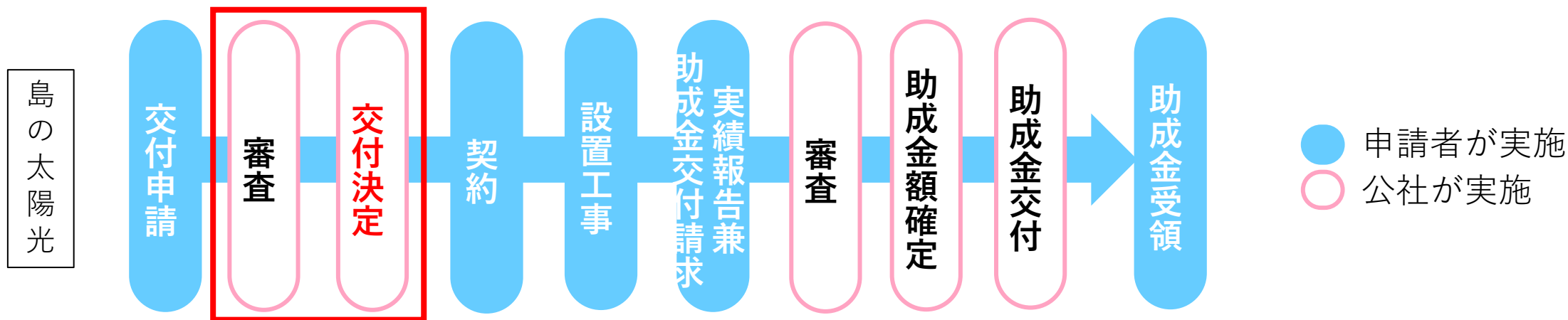
### ～誓約書について～

「規定の遵守」、「固定価格買取制度の設備認定を受けないこと」、「環境価値の東京都への無償譲渡」等の記載がありますので、必ず確認し提出してください（誓約されない場合は助成対象外となります）。

# 4. 助成金申請から交付までの流れ

手引き参照ページ  
P3、P18、P19

## 申請フロー



### 【交付決定】

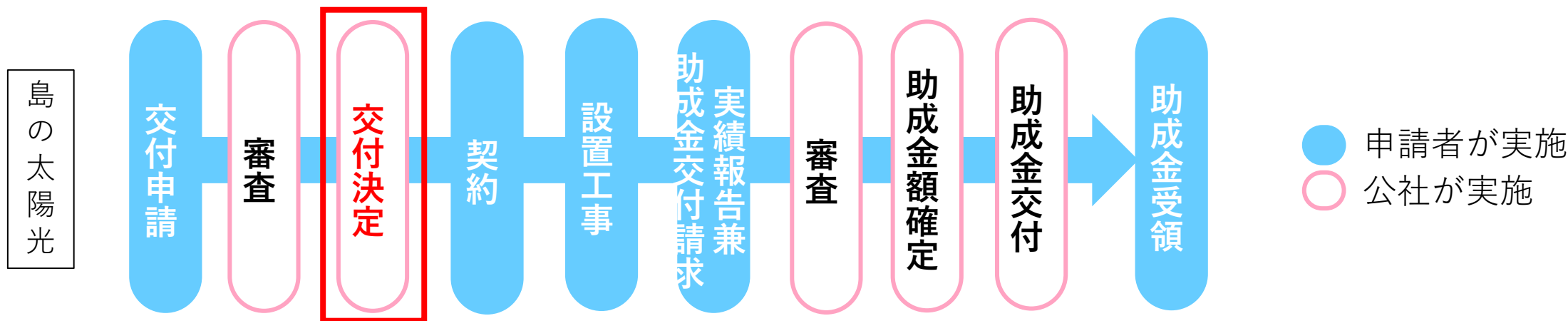
公社は申請された事業について審査を行い、**予算の範囲内**で交付を決定します。

審査の結果、交付を決定した事業については、助成金交付要綱の規程に基づき、交付申請者に対し、助成金交付決定通知書（第5号様式）を送付します。

また、不交付とする場合には、「助成金不交付決定通知書」（第6号様式）を送付します。

# 4. 助成金申請から交付までの流れ

## 申請フロー



※ 交付決定通知書に記載された助成金額は、助成限度額を明示するものであり、助成事業者に対して実際にお支払いする助成金額を約束するものではありません。

助成事業完了後、助成事業者から実績報告の提出を受けた後に、公社からの通知により助成金額が確定します。

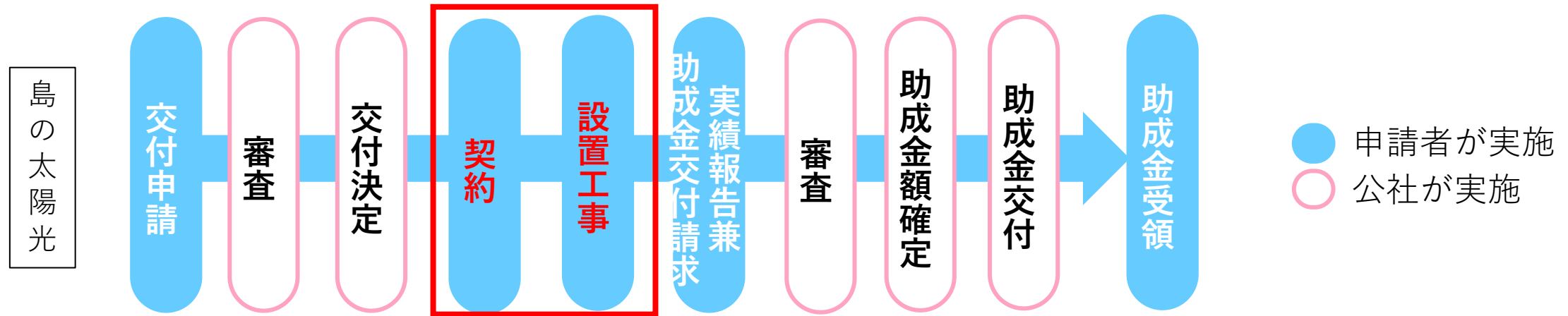
なお、実際に助成事業に要した経費が交付決定額を超えた場合であっても、当初決定し、**公社が通知した助成金額を超えてお支払いすることはできません。**



# 4. 助成金申請から交付までの流れ

手引き参照ページ  
P3、P16、P17

## 申請フロー



### 【助成事業の開始】

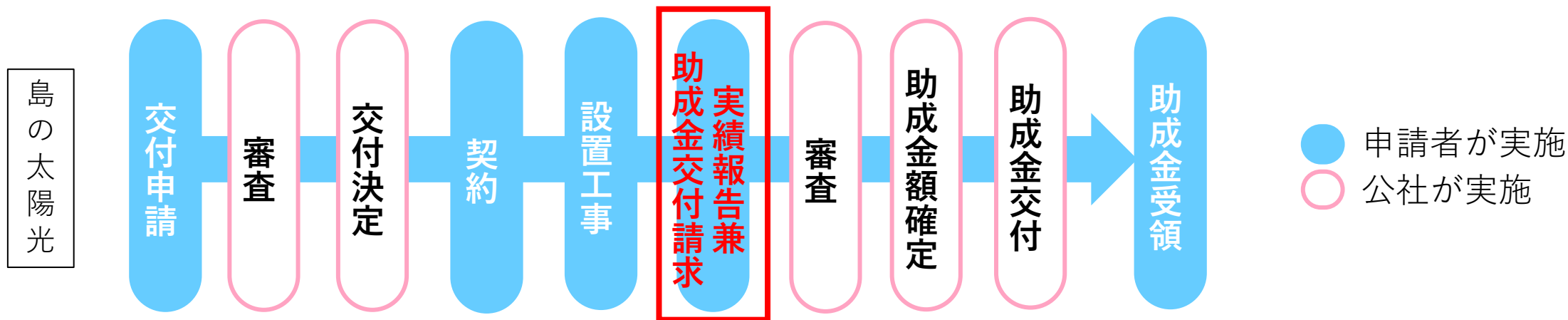
助成事業の開始日は、公社が助成事業の交付を決定した日（交付決定日）以降で、助成事業に係る設計又は工事の契約を締結する（予定）日とします。

※ 助成事業に係る契約等は、交付決定日以降に行ってください。

# 4. 助成金申請から交付までの流れ

手引き参照ページ  
P3、P17~P19

## 申請フロー



### 【助成事業の実績報告】

助成事業が完了したときは、「実績報告書兼助成金交付請求書」（第16号様式）及び添付資料を公社に提出してください。

- ▶提出期限⇒助成事業完了日から60日以内
- ▶最終提出期限⇒令和7年9月30日 17時必着

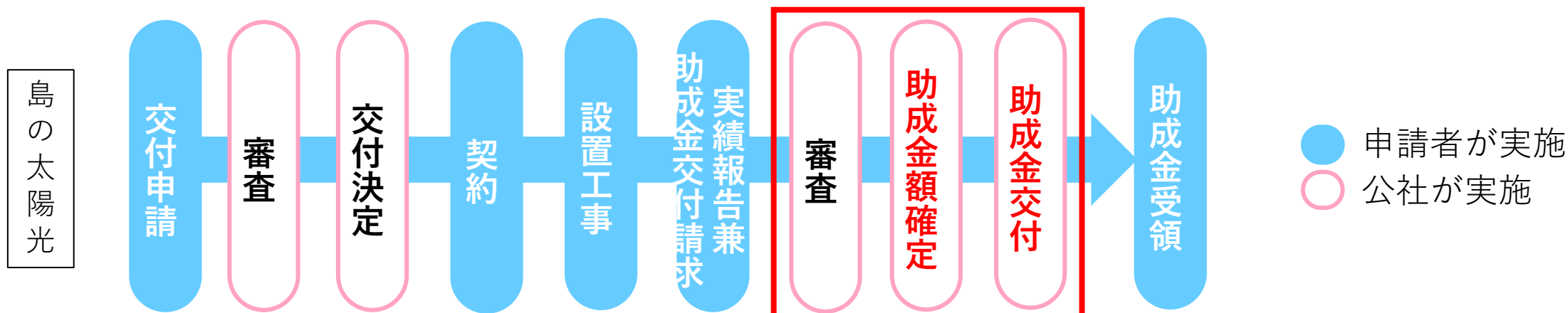
### ※助成事業完了日

工事完了日、経費支払完了日又は系統連系の手続完了日のいずれか遅い日

# 4. 助成金申請から交付までの流れ

手引き参照ページ  
P3、P18～P20

## 申請フロー



### 【助成金額確定・助成金交付】

確定する本助成金の額は、交付決定通知書に記載した交付決定額（助成事業計画変更の届出をしている場合、届出後の額）と、実績報告額のいずれか低い額とします。

実績報告書の審査完了後に、「助成金額確定通知書」（第17号様式）を送付し、ご指定の口座へ助成金をお支払いします。

## 4. 助成金申請から交付までの流れ

手引き参照ページ  
P17、P18

### 書類提出方法

原則、電子メールで提出してください。

また、以後提出する書類は同じ方法で提出してください

提出用メールアドレス：**[cnt-island-pv@tokyokankyo.jp](mailto:cnt-island-pv@tokyokankyo.jp)**

※メールで提出する場合は、以下の件名にしてください。

申請書提出時：「【島の太陽光】 交付申請書提出」

報告書提出時：「【島の太陽光】 実績報告書提出（交付決定番号：○○）」

# 4. 助成金申請から交付までの流れ

手引き参照ページ  
P25～30、P18

## 提出書類について

必要な提出書類は①、②で異なります（①の場合、簡略化できます。）。

① 住宅用（以下の両方の条件を満たす場合）

- ・ 太陽光発電設備10kW未満（蓄電池単体の場合は20kWh未満）
- ・ 助成対象者が個人、個人事業主又は住宅供給事業者（販売用住宅）

② ①を除く全て

## 書類の不備について

➤ 交付申請のために提出した書類に不備があり受理できない場合、

**修正を求めた日の翌日から起算して60日以内**に当該不備の修正を行わないとき、申請は**撤回**されたとみなします。

➤ 公社が受理した申請書類及び実績報告書類に不備がある場合、

**修正を求めた日の翌日から起算して90日以内**に該当不備の修正を行わないとき、申請が**取下げ**られたとみなします。

# 5. 手続き代行について

## 手続き代行

申請者は、交付申請等の手続きを施工会社等に依頼することができます。

### 【注意点】

- ・助成金交付申請書に手続き代行者の情報を記載してください。
- ・手続き代行者による申請手続きに関する経費は助成対象外です。
- ・手続き代行者は交付申請等に係る全ての要件を理解し、申請者との連携を図り、事業が円滑に推進できるよう対応してください。
- ・手続き代行者が本助成金の規程に従って手続きを遂行していない場合、公社は代行者に対し、代行の停止を求めることができます。

ご清聴ありがとうございました。

【お問い合わせ先】

東京都地球温暖化防止活動推進センター

島しょ地域における太陽光発電設備等助成事業担当

➤ 公社ホームページURL : <https://www.tokyo-co2down.jp/subsidy/island-pv>

➤ メールアドレス : [cnt-island-pv@tokyokankyo.jp](mailto:cnt-island-pv@tokyokankyo.jp)

電話番号 : 03-5990-5067

受付時間 : 月曜日～金曜日（祝祭日及び年末年始を除く）

9時00分～12時00分、13時00分～17時00分



※お問い合わせの内容や審査の混雑状況により、回答までお時間をいただく場合がございます。あらかじめご了承ください。